

特許法	判決年月日	令和 7 年 1 0 月 2 0 日	担当部	知財高裁第 1 部
	事 件 番 号	令和 7 年（ネ）第 1 0 0 4 3 号		
○ 発明の名称を「車両誘導システム」とする発明に係る特許権を有する X が、スマートインターチェンジを使用する Y に対し、Y の行為が X の特許権を侵害すると主張して、損害賠償を請求した訴訟において、X の請求が棄却された事例				

（事件類型）損害賠償請求 （結論）原判決一部取消

（関連条文）特許法 7 0 条 1 項、2 項

（関連する権利番号等）特許第 6 1 5 9 8 4 5 号

（原判決）東京地方裁判所令和 5 年（ワ）第 7 0 0 7 9 号

判 決 要 旨

1 事案の概要等

本件は、発明の名称を「車両誘導システム」とする特許第 6 1 5 9 8 4 5 号の特許（本件特許）に係る特許権（本件特許権）の特許権者である X（被控訴人）が、原判決別紙物件目録記載 1 ～ 5 の各スマートインターチェンジシステム（被告各システム）が本件特許の特許請求の範囲の請求項 1 及び 2 に係る各発明（本件各発明）の技術的範囲に属するから、Y（控訴人）による被告各システムの使用は本件特許権を侵害する行為であると主張して、Y に対し、民法 7 0 9 条に基づき、特許法 1 0 2 条 3 項により算定された損害として、損害賠償金 6 億 6 8 6 0 万 5 5 9 4 円及び遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、2 億 6 7 4 4 万 2 2 4 1 円及び遅延損害金の支払を求める限度で X の請求を認容したため、Y が原判決を不服として控訴した。

2 争点

本件の主たる争点は、被告各システムが、本件各発明の構成要件 F（「E T C による料金徴収が不可能な車両を、再度前記 E T C 車専用出入口手前へ戻るルート又は一般車用出入口に通じる第 2 のレーンへ誘導する誘導手段」）を充足するかという点にある。

3 本判決

本判決は、要旨、次の理由により、原判決中 Y 敗訴部分を取り消して、X の請求を棄却した。

(1) 「E T C による料金徴収が不可能な車両を、再度前記 E T C 車専用出入口手前へ戻るルート・・・に通じる第 2 のレーンに誘導する誘導手段」について

ア 被告システムの一部では、「レーン d」（X が「第 2 のレーン」に相当すると主張する路）が接続するサービスエリア又はパーキングエリア（S A 等）から、

車両が進入を試みた E T C 車専用出口に再度戻る経路（ルート）はないから、これらのシステムは、「E T C による料金徴収が不可能な車両を、再度前記 E T C 車専用出入口手前へ戻るルート・・・に通じる第 2 のレーン」を備えていない。

イ その余の被告システムでは、「レーン d」が接続する一般道路又は S A 等に戻された車両の運転者が、自らの意思と判断により、E T C 車専用出入口を発見して自車を走行させれば、再度、進入を試みた E T C 車専用出入口手前に到達できる。しかし、「誘導」とは、目的に向かっていざない導くことを意味するところ、「レーン d」から一般道路又はサービスエリアに接続されるまでの経路（ルート）上にも、接続地点にも、当該車両を再度 E T C 車専用出入口へ誘導する標識等があるとは認められないのであるから、当該車両は、上記に掲げた被告各システムによって、E T C 車専用出入口手前にいざない導かれている、すなわち誘導されているとは評価できない。

(2) 「E T C による料金徴収が不可能な車両を、・・・一般車用出入口に通じる第 2 のレーンへ誘導する誘導手段」について

被告各システムにおける「レーン d」は、一般道路又は S A 等に接続しているところ、被告各システムには、「一般車用出入口」があるとは認められないから、「一般車用出入口に通じる第 2 のレーン」を備えていない。

(3) 構成要件 F の結論

したがって、被告各システムは、いずれも構成要件 F を充足しない。

以 上